

平成28年度

定期監査報告書

(市立小中学校監査実施分)

糸島市監査委員

## 定期監査報告書（市立小中学校）

### 第1 監査の目的

定期監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項に規定する監査であり、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものである。

なお、監査に当たっては、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定により、

- 1 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか
- 2 組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化を図っているか

を念頭におき、実施した。

### 第2 監査の方法

小中学校の定期監査は、当該施設が市内全域に配置されている等の実情を勘案し、監査の充実・強化を図ることを目的として、全市立小中学校を4年間で一巡する計画で実施している。本年度は小学校4校、中学校2校の計6校を対象に実施した。

事前に監査の実施方法等を協議し、教育総務課、学校教育課及び各小中学校から資料の提出を求め、学校長等及び関係職員から説明を聴取し、事務の執行状況、平成27年度に購入した備品の整理状況、施設の管理状況及び工事の実施状況等について、監査を実施した。

なお、各監査項目ごとの学校別・指摘事項等一覧表は、別紙-1のとおりである。

### 第3 監査の実施期間

平成28年5月6日から平成28年6月24日

#### 実地検査実施日

期 日	学 校 名	
6月22日(水)	東風小学校	波多江小学校
6月23日(木)	前原小学校	前原中学校
6月24日(金)	怡土小学校	前原東中学校

## 第4 監査の結果

### 1 各学校に共通する監査結果

#### (1) 施設備品及び図書備品の管理状況

平成27年度に購入された施設備品及び図書備品について、備品台帳との照合及び現品の確認を行った結果、おおむね良好に管理されていた。

平成27年度に購入された備品データは、学校備品管理システムに各学校において入力完了しており、備品シールについても対象備品に貼付されていた。

なお、備品台帳について、品目番号が未記入の学校があった。備品台帳においては、適正な管理上、当該物品を特定するための品目番号は必要である。今後、改善いただきたい。

#### (2) 鍵の管理状況

学校では校舎、体育館、プール、倉庫、収納庫などの多数の鍵を管理されている。鍵の管理は校長、副校長、教頭等によって行われており、校長室、職員室等において保管されている。使用中の鍵については、保管場所に札などを下げて使用者が分かるような方法がとられている。

今回の監査では、次に掲げる諸点において、一部不適切な運用がみられた。

ア 鍵の管理台帳において、個別の鍵を特定するための品番号が明記されていなかった。

イ 鍵の管理台帳において、鍵作成等（新規作成、補充、廃止等）の経緯に関する明記がなかった。

ウ マスターキーとスペアキーが同一の保管庫で管理されていたが、適正な管理体制としては、別管理とすることが好ましい。

以上を踏まえ、鍵の管理に関しては、現在、当該管理台帳の様式が各学校独自で作成されているのが実情であるため、今後、教育委員会において、基準となる統一様式を作成のうえ、これに基づいて各学校に対する当該管理運用を指導する等の体制づくりが必要であると考えます。

学校の安全管理上、鍵は厳格な管理を行わなければならない。学校現場において多量・多数、存在する鍵の管理に当たっては、適切な管理台帳を完備され、定期的な点検、厳正な管理を周知徹底していただきたい。

#### (3) 理科等薬品の管理状況

理科系実験用薬品類の管理については、『糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱』が平成25年4月1日から施行された。このことを踏まえ、本管理が当該要綱に則って適正に執行されているかどうかの視点により監査を行った結果、次に掲げる諸点に

において、一部不適切な運用がみられた。

ア 毒物及び劇物について、当該要綱では理科薬品の性質に基づいて分類・保管するように指導がなされているにもかかわらず、一般の理科薬品と同一の保管庫で保管されていた。

イ 管理台帳中、薬品一覧表及び理科薬品定期点検表が未作成であった。

ウ 薬品容器に、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」が未表示であった。

エ 酸とアルカリが収納戸棚等で別々に管理されていなかった。

オ 事故等発生時の応急措置等の周知がなされていなかった。

カ 地震等により転倒しないよう適切な措置が執られていなかった。

キ 管理台帳は、新様式ではなく、旧様式を使用していた。

ク 理科等薬品の廃液の処理について、複数の容器を同一の保管庫で保管されていた。

なお、この取扱いに関しては、今後、教育委員会において適正な管理方法を検討のうえ、各学校に周知する必要があると考える。

以上を踏まえ、今後は、当該要綱において定める管理方法を厳守され、定期点検、適正な在庫管理、廃棄薬品の適切な処理等、危険回避のための一層の管理を周知徹底していただきたい。

#### (4) 工事施工状況

各学校の平成 27 年度に実施された工事について、工事箇所の現場確認を行った結果、学校定期監査を実施した平成 28 年 6 月 24 日時点において、既に施工対象物が破損している事例があった。学校施設等の工事施工に当たっては、施工手法及び内容について、事前に充分考慮、検討いただきたい。

なお、事前に工事事績書類一式の提出を求め、契約書及び完了調書等の検査を書類で実施した上で、現場確認が不要と思われるものは除いた。

学校現場からの施設改善要望は多岐にわたっているが、今後も、児童・生徒の安全を最優先に、施設改善に計画的に取り組んでいただきたい。

#### (5) 就学援助費関係

平成 28 年度の定期監査においては、就学援助費の適正な財務運用を監査対象項目として設定した。

就学援助費は、糸島市立小中学校児童生徒就学援助規則(平成 22 年糸島市教育委員会規則第 19 号)に基づいて、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条の規定に基づき糸島市立小中学校等に在学する児童生徒のうち、経済的理由によって、就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする制度である。

今回の監査では、学校長の口座に入金された就学援助費の適正な財務運用が執行されているかを視点に監査の行った結果、一部、当該入金分に対する収納消込処理日が遅れている事例があった。このため、今後は速やかな収納業務を行っていただきたい。

(6) 機械警備による安全管理状況

機械警備については、セット忘れ、セット操作ミス、窓等の無施錠、侵入者発報等が散見された。

とりわけ、セット忘れについては、本年度監査を実施した全6校において発生しており、犯罪者が学校内に侵入しても発報がなされず、全く無防備な状態となるため、極めて危険である。

今後は、十分な注意を払い、「安心・安全の学校づくり」の確立に努めていただきたい。

(7) 個人情報保護

児童生徒の個人情報は、個人情報セキュリティ対策基準などを作成され、学校外に持ち出さないよう教職員に徹底されている。しかしながら、教職員は、学校内で仕事を完了するよう指導されているものの、やむを得ず学校長の許可を得たうえで、児童生徒の個人情報を学校外に持ち出される場合がある。

個人情報の漏えいは、児童生徒等に大きな被害を及ぼすおそれもあるため、やむを得ず個人情報を持ち出す際は、今後なお一層管理を厳格にするよう周知徹底していただきたい。

(8) 学校の安全確保

糸島市立小中学校管理規則第16条及び第38条により、非常変災等の対策として、行動計画及び消防計画を作成することを規定している。

各学校では行動計画や消防計画は作成されており、その行動計画等に基づき所属職員、糸島市消防本部等とが一体となって、地震・津波避難訓練や火災避難訓練等が実施されているが、今後とも児童生徒の安全性を確保するための取組みを更に徹底していただきたい。

行動計画及び消防計画等の職員や児童生徒への周知については、職員会議や研修会及び避難訓練により図られている。

非常時の災害を最小限に食い止めるよう、今後も定期的に訓練を実施していただきたい。また、社会情勢や学校環境の変化に対応するため、適宜、行動計画の見直しを図り、教職員の的確な初動体制と初期活動に繋がるよう徹底していただきたい。

## (9) その他庶務関係

出勤簿、休暇カード、私有車両の公用使用関係書類、水質検査関係書類、消防関係書類等の各種庶務台帳類を監査した結果、幾多の誤謬処理が散見された。

これらの台帳類は、適正かつ円滑な学校運営を行うための基本となる帳票等である。今後は、適切に庶務業務を執行していただきたい。

## 2 まとめ

以上、各学校ごとの監査結果を踏まえ、主要な監査項目について本定期監査を総括すると、次のとおりである。

施設備品及び図書備品については、備品台帳との照合及び現品の確認を行った結果、管理体制はおおむね良好であった。

鍵の管理については、多種・多数の鍵を厳正に管理するためには、適正な管理台帳を完備のうえ定期的な点検を行い、鍵の厳格な管理を徹底していただきたい。

理科等薬品類の管理については、平成 25 年 4 月 1 日から施行された『糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱』に沿った管理を徹底していただきたい。

工事施工については、今後も児童・生徒の安全を最優先に、施設改善に計画的に取り組んでいただきたい。

就学援助費関係業務については、今後も速やかな収納業務を行う等、適切な財務運用を執行していただきたい。

機械警備による安全管理については、セット忘れが本年度監査を実施した全 6 校において発生していたため、今後は、十分な注意を払い、「安心・安全の学校づくり」の確立に努めていただきたい。

個人情報保護については、今後なお一層管理を厳格にするよう徹底していただきたい。

火災・地震等の非常変災時の対応については、各学校とも行動計画等を作成し、これに基づき訓練等が実施されている。今後も避難訓練を定期的実施され、いつ発生するか分からない非常災害に備えていただきたい。

庶務関係については、適正かつ円滑な学校運営を行うための基本となる業務のため、今後も適切に庶務業務を執行していただきたい。

以上のとおり、平成 28 年度定期監査結果の概要について記述したが、それぞれの指摘事項を念頭におかれ、今後とも安全かつ円滑な学校運営に努められるよう望むものである。

(別紙 - 1)

平成28年度学校定期監査 各監査項目ごとの学校別・指摘事項等一覧表

1 施設備品及び図書備品の管理状況

区 分	指 摘 事 項 等
東風小学校	指摘事項なし
波多江小学校	備品台帳において、品目番号が未記入であった。
前原小学校	指摘事項なし
前原中学校	指摘事項なし
怡土小学校	指摘事項なし
前原東中学校	指摘事項なし

2 鍵の管理状況

区 分	指 摘 事 項 等
東風小学校	指摘事項なし
波多江小学校	鍵の管理台帳において、個別の鍵を特定するための品番号が明記されていなかった。
前原小学校	鍵の管理台帳において、個別の鍵を特定するための品番号が明記されていなかった。
前原中学校	指摘事項なし
怡土小学校	鍵の管理台帳において、鍵作成等（新規作成、補充、廃止等）の経緯に関する明記がなかった。
前原東中学校	マスターキーとスペアキーが同一の保管庫で管理されていた。適正な管理体制としては、別管理とすることが好ましいと考える。

3 理科等薬品の管理状況

区 分	指 摘 事 項 等
東風小学校	毒物及び劇物について、一般の理科薬品と同一の保管庫で保管されていた。理科薬品の管理に当たっては、学校教育課が策定した『糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱』において、その性質に基づいて分類・保管するように指導がなされている。 毒物及び劇物は、その危険度等を考慮し、一般の理科薬品とは別の保管庫で管理する方がより適切である。

波多江小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理台帳中、薬品一覧表及び理科薬品定期点検表が未作成であった。</li> <li>2 薬品容器に、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」が未表示であった。</li> <li>3 酸とアルカリが収納戸棚等で別々に管理されていなかった。</li> <li>4 事故等発生時の応急措置等の周知がなされていなかった。</li> </ol>
前原小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬品容器に、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」が未表示であった。</li> <li>2 事故等発生時の応急措置等の周知がなされていなかった。</li> </ol>
前原中学校	<p>理科等薬品の廃液の処理について、複数の容器を同一の保管庫で保管されていた。</p> <p>この取扱いに関しては、今後、学校教育課において適正な管理方法を検討のうえ、各学校に周知する必要がある。</p>
怡土小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理台帳は、新様式ではなく、旧様式を使用していた。</li> <li>2 地震等により転倒しないよう適切な措置が執られていなかった。</li> <li>3 理科等薬品（酸及びアルカリ）の廃液の処理について、複数の容器を同一の保管庫で保管されていた。</li> </ol> <p>この取扱いに関しては、今後、学校教育課において適正な管理方法を検討のうえ、各学校に周知する必要がある。</p>
前原東中学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬品容器に、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」が未表示であった。</li> <li>2 事故等発生時の応急措置等の周知がなされていなかった。</li> </ol>

#### 4 工事施工状況

区 分	指 摘 事 項 等
東風小学校	指摘事項なし
波多江小学校	指摘事項なし
前原小学校	指摘事項なし
前原中学校	指摘事項なし
怡土小学校	指摘事項なし
前原東中学校	<p>自転車場側溝設置工事について、平成 27 年度において当該工事を施工しているが（竣工検査日：平成 28 年 3 月 16 日）、学校定期監査を実施した平成 28 年 6 月 24 日時点のわずか約 3 か月後において、側溝の蓋が既に破損していた。</p> <p>破損の原因は、恐らく自動車の通行によるもの等が推察されるが、それであれば、当初の工事計画の段階で、蓋の厚さをその荷重負担に十分耐え得るだけの幅にする等の配慮が必要であったと思われる。</p> <p>今後、学校施設等の工事施工に当たっては、周辺環境等を勘案した施工内容について、事前に十分考慮、検討いただきたい。</p>

5 就学援助費関係

区 分	指 摘 事 項 等
東風小学校	指摘事項なし
波多江小学校	指摘事項なし
前原小学校	指摘事項なし
前原中学校	指摘事項なし
怡土小学校	糸島市会計管理者から学校長の口座に平成 27 年 12 月 17 日付けで入金されたケースにおいて、その収納消込処理日は平成 28 年 2 月 2 日であった。今後は速やかな収納業務を行っていただきたい。
前原東中学校	指摘事項なし

6 上記以外の項目（庶務関係、他）

区 分	指 摘 事 項 等
東風小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械警備において、異常発報が多数あった。中でもセット忘れ及びセット操作ミスが数件あった。</li> <li>2 消防点検に関し、防火管理者届等の 3 種類の書類について、消防本部への提出が遅れていた。</li> <li>3 出勤簿において、勤務時間数の累計日数の計算誤りがあった。</li> </ol>
波多江小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械警備において、異常発報が多数あった。中でもセット忘れが 8 件（体育館、給食室、PTA 室）、セット操作ミスが 5 件、窓無施錠が 3 件、侵入者発報（プール 2 件、体育館 1 件）があった。</li> <li>2 出勤簿において、押印数と日数計算の相違があった。 また、休暇の取得時間について、休暇カードと出勤簿に相違があった。</li> <li>3 私有車両の公用使用届出書について、所管課長の承認済の写しを学校で保管していなかった。</li> </ol>
前原小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械警備において、セット忘れが 4 件（体育館等）、窓無施錠が 2 件（職員室等）あった。</li> <li>2 給食調理員の出勤簿において、年休取得時の対象時間（日数）の未記入があった。また、休暇カードに累計時間数（日数）の未記入があった。</li> <li>3 私有車両の公用使用届出書について、所管課長の承認済の写しを学校で保管していなかった。</li> </ol>
前原中学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械警備において、セット忘れが 26 件（体育館 9 件、武道場 17 件）扉、窓等の無施錠が 9 件（昇降口、事務室出入り口等）あった。</li> </ol>

<p>怡土小学校</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械警備において、セット忘れが3件（給食室、ふれあい教室、体育館）あった。</li> <li>2 出勤簿の休暇時間数の算定に、計算誤りがあった。</li> <li>3 私有車両の公用使用届出書について、所管課長の承認済の写しを学校で保管していなかった。</li> </ol>
<p>前原東中学校</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械警備において、セット忘れが29件（体育館11件、武道場12件、その他6件）、無施錠が9件（武道場等）あった。</li> <li>2 水質検査について、10月末までプールを使用されていたにもかかわらず、10月分の検査が未実施であった。</li> <li>3 休暇カードの累計日数の算定に、計算誤りがあった。</li> <li>4 私有車両の公用使用届出書について、所管課長の承認済の写しを学校で保管していなかった。</li> </ol>